

2019年5月30日

国民民主党  
代表 玉木 雄一郎 様



**国際労働機関（ILO）における  
「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する  
条約採択に向けた要請書**

国際労働機関（ILO）は、2019年6月にスイス・ジュネーブで開催する第108回総会において、「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約案を討議する予定です。

近年、セクシュアル・ハラスメントの被害を告発する#MeToo運動をはじめ、世界各地で暴力とハラスメントに関する課題意識とその根絶を求める声が高まりを見せています。

暴力とハラスメントは、人権侵害であり、個人の尊厳、健康および安全に対する脅威でもあります。また、その根絶はディーセント・ワークの実現、男女平等の実現に必要な不可欠です。

日本社会においても未だハラスメントが蔓延している現状が浮き彫りとなる中、私たち連合は、暴力とハラスメントの根絶に向けて、日本政府が国際社会において重要な役割を果たすことを期待しています。

つきましては、すべての労働者が安心して働き続けられる社会の実現に向けて、貴党に対して下記の事項について強く要請をいたします。

**記**

**1. 条約案の支持に向けて**

○ILO創設100周年の記念すべき総会において、暴力とハラスメントは許されないと強いメッセージとなる条約が採択されるよう、日本政府が条約案を支持するように働きかけていただくこと。

**2. 条約の批准に向けて**

○条約が採択された際は、暴力とハラスメントのない社会の実現に向けて、日本政府が速やかに国会に条約の提出を行い、条約を批准するように働きかけていただくこと。

以上